

(参考)

参照条文

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋） （平成十四年法律第八十八号）

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第九条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一～三 （略）

2～14 （略）

（危険猟法の禁止）

第三十六条 爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法その他環境省令で定める猟法（以下「危険猟法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

（危険猟法の許可）

第三十七条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法により鳥獣の捕獲等しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許可の申請をしなければならない。

3 環境大臣は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る鳥獣の捕獲等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。

一 鳥獣の捕獲等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。

二 人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあるとき。

4 環境大臣は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

5 環境大臣は、第一項の許可をする場合において、危険の予防のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

6 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、危険猟法許可証を交付しなければならない。

7～11 （略）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（抜粋）
（平成十四年環境省令第二十八号）

（危険猟法の許可の申請等）

第四十六条 法第三十七条第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日
 - 二 危険猟法の種類
 - 三 前号の危険猟法によらなければならない理由
 - 四 捕獲等をしようとする目的、期間及び区域
 - 五 捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量
 - 六 学術研究を目的として、捕獲等をしようとする場合にあっては、研究の事項及び方法
 - 七 危害の防止のための措置
 - 八 （略）
- 2 環境大臣は、前項の申請をしようとする者に対し同項の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 3～7 （略）

行政手続法（抜粋）
（平成五年法律第八十八号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一～七 （略）
- 八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。
 - イ （略）
 - ロ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）
- ハ・ニ （略）

（審査基準）

第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

- 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
- 3 （略）